

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。）第9条の規定により、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域に指定される以前から区域内に存在する住宅（以下「既存不適格住宅」という。）の補強をする者に対し市が補助金を交付することにより、既存不適格住宅の補強を促進し、もって市民の生命の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 既存不適格住宅 土砂災害特別警戒区域に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定に適合していない住宅で、現に居住しているものをいう。
- (2) 補強 既存不適格住宅の外壁改修や塀の設置等により土砂災害に対して安全な構造となるようにすることをいう。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 補助の対象となる者は、第2第1号に規定する補助対象住宅の所有者（区分所有建物にあたっては、建物の区分所有者に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とし、市税を滞納していない者とする。
- (2) 過去に、同一敷地内に存する他の補助対象建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 第7の規定による申請を行う日の前年度（4月から6月末までの間に申請を行う場合にあっては、前々年度）の課税所得金額が5,070,000円未満であること。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業は、現に居住している又はこれから居住しようとする建築物に対し、政令に適合させる補強を行うための工事及び設計を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、政令に適合させる補強を行うための工事及び設計に要する経費とする。

(補助金額)

第6 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 特別警戒区域内住宅補強設計費 672,000円を上限とする第5に掲げる設計経費に0.23を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1棟あたり最大154,000円とする。
- (2) 特別警戒区域内住宅補強工事費 3,360,000円を上限とする第5に掲げる工事経費に0.23を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1棟あたり最大772,000円とする。

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象事業を行う前に、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類等を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。ただし、既存不適格住宅の補強に伴って、他の目的をもつ市の補助制度等を同時に利用する場合は、申請できない。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 茨木市事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書
- (3) 既存不適格住宅についての登記事項証明書その他補助対象建築物の所有者が分かる書類
- (4) 区分所有されている既存不適格住宅にあつては、当該住宅等の管理を行う団体の総会の決議書
- (5) 既存不適格住宅の位置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、政令の規定への適合検討書及び現況の外観写真
- (6) 事業の計画が政令の規定に適合することを、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であつて当該事業に係る構造設計を行った建築士以外の物が証した書類（次号の書類を添付する場合は省略することができる。）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定による確認済証の写し（確認申請の必要な場合に限る。）
- (8) 建築士の免許証の写し（事業に係る構造設計を行った建築士及びキの規定による建築士のもの）
- (9) 第5に掲げる経費の見積書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認

めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後に事業に着手するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助対象事業の変更）

第9 補助事業者は、第8の規定による補助金交付決定を受けたのち、補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、第8第1項に準じて決定内容を変更し、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金交付変更通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

（完了実績報告）

第10 補助事業者は、既存不適格住宅の補強が完了したときは、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金完了実績報告書（様式第6号）に次の各号に定める書類等を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第4項に規定する確認済証の写し（確認申請の必要な場合に限る。）
- (2) 工事の請負に係る契約書の写し
- (3) 法第7条第6項に規定する検査済証の写し（確認済証の交付を受けた場合に限る。）
- (4) 事業完了後の既存不適格住宅の外観写真
- (5) 第5に掲げる経費の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11 市長は、第10の完了実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金交付請求書（様式第8号）に関係書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上適当と認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付する。

(補助の取消し)

第13 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽その他不正の行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、第11の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第14 市長は、第13の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、該当取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

(書類の整理)

第15 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後、5年間適正に保存しなければならない。

(補助決定者に対する指導等)

第16 市長は、補助事業者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な指導及び助言等を行うことができ、補助事業者はこれに協力しなければならない。

(市長の指示)

第17 市長は補助金の使用に関し、必要な指示を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

様式第1号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊟

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

電話番号

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金交付申請書

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 補強予定年月日 年 月 日

4 補強完了予定年月日 年 月 日

5 既存不適格住宅の概要

住 宅 名 称	
所 在 地	茨木市
構 造	造 階建て（地上 階・地下 階）
面 積	延べ面積 m ²
建 築 年 月	年 月
備 考	

6 添付書類

(1) 市税完納証明書

(2) 茨木市事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金不承認決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金は、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

印

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市土砂災害特別警戒区域内
既存不適格住宅補強事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1 交付決定額 円
- 2 変更増減額 円
- 3 変更交付決定額 円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第6号（第11関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

㊟

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了した
ので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金確定通知書

年 月 日付け実績報告書を審査の結果、茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

㊟

茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅
補強事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円